

○常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則

平成30年9月21日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例（平成30年常陸太田市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。ただし、発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備については、条例第2条第11号イの規定中「おおむね100メートル以内」とあるのは、「おおむね300メートル以内」と読み替えるものとする。

(令7規則24・一部改正)

(事業規制区域)

第3条 条例第9条第3項の市規則で定める事業規制区域は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長は、当該区域内の一部を必要に応じ除外することができるものとする。

(令3規則26・令7規則24・一部改正)

(同意の基準)

第4条 条例第10条第1項の市規則で定める基準は次のとおりとし、市長は、その全てに適合すると認められる場合に限り、設置事業に同意するものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する事業計画事前協議書又は第12条に規定する設置事業計画届出書が提出されていること。
- (2) 前号に規定する事業計画が、条例第11条第1項各号に掲げる配慮事項及び別表第2に掲げる配慮事項の全てについて配慮されていると認められること。
- (3) その他事業規制区域内の事業計画が事業規制区域指定の目的に照らして特に支障がないと認められること。

2 市長は、前項の規定により同意する場合は同意通知書（様式第1号）により、同意しない場合は不同意通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(令7規則24・追加)

(配慮事項)

第5条 条例第11条第2項の市規則で定める配慮事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第4条線下・一部改正)

(事前協議)

第6条 条例第13条の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、事業計画事前協議書（様式第3号）に次条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第4号）により、設置者に通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第5条線下・一部改正)

(事業計画事前協議書の添付図書)

第7条 事業計画事前協議書の添付図書は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第5号）
- (2) 設置者及び運営者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (3) 位置図
- (4) 事業区域図
- (5) 事業区域の登記事項証明書
- (6) 事業区域の土地所有者一覧表（様式第6号）
- (7) 事業区域の公図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 土地求積図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の背面図及び断面図
- (13) 発電設備の構造図
- (14) 事業区域に設置する工作物の構造図
- (15) 維持管理計画書（様式第7号）

- (16) 設置者が事業計画を実施するために必要な資力があることを証する図書
- (17) 設置事業の施工に係る法令又は例規に基づく許認可を証する図書
- (18) 法第2条第5項の規定による電気事業者との特定契約締結の状況を証する図書
- (19) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(令7規則24・旧第6条繰下・一部改正)

(地元関係者への説明)

第8条 条例第14条第1項の規定により地元関係者へ事業内容を説明し、又は説明会を実施したときは、地元関係者説明実施報告書(様式第8号)に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 設置事業の計画に関する説明資料
- (2) 説明会の会議録
- (3) 説明会の状況を示す写真
- (4) 地元関係者の範囲が分かる図書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第7条繰下・一部改正)

(設置許可の申請)

第9条 設置許可の申請は、設置事業許可申請書(様式第9号)に第7条各号に掲げる図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

2 変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書(様式第10号)に、変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

3 条例第15条第3項の規定による申請の取下げは、設置事業(変更)許可申請取下げ届出書(様式第11号)により行うものとする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第8条繰下・一部改正)

(許可通知書等)

第10条 市長は、設置許可又は変更許可の申請があったとき、許可をするときは許可通知書(様式第12号)により、許可をしないときは不許可通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(令7規則24・旧第9条繰下・一部改正)

(設置事業に係る届出)

第11条 条例第16条第2項の規定による設置事業の着手の届出は、設置事業着手届(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による届出は、設置事業（中断・再開・廃止・完了）届（様式第15号）によるものとする。

3 条例第17条第4項に規定する届出は、前2項の規定を準用する。

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第10条繰下・一部改正）

（事前協議対象外設置事業に係る届出）

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、設置事業計画届出書（様式第16号）に第7条各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第17条第3項の規定による届出は、設置事業変更届出書（様式第17号）に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第11条繰下・一部改正）

（発電事業に係る届出）

第13条 条例第19条第1項の規定による届出は、発電事業開始届出書（様式第18号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項による報告は、毎年1回定期に発電設備状況報告書（様式第19号）により行うものとする。

3 条例第19条第3項の規定による届出は、発電設備運営者等変更届（様式第20号）により行うものとする。

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第12条繰下・一部改正）

（標識の設置）

第14条 条例第21条の市規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発電設備の区分
- (2) 発電設備の名称
- (3) 発電設備ID
- (4) 発電設備の所在地
- (5) 発電出力
- (6) 運営者の住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号並びに緊急時の責任者氏名及び電話番号
- (7) 発電事業開始年月日

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第13条繰下・一部改正）

(事業終了後の措置)

第15条 条例第24条第1項の規定による届出は、発電事業終了届(様式第21号)により行うものとする。

2 条例第24条第3項の規定による報告は、発電設備撤去処分報告書(様式第22号)により行うものとする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第14条繰下・一部改正)

(身分証明書)

第16条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第23号)とする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第15条繰下・一部改正)

(助言等)

第17条 条例第26条第1項の規定による助言又は指導は、(助言・指導)通知書(様式第24号)により行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第25号)により行うものとする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第16条繰下・一部改正)

(公表)

第18条 条例第27条第1項の規定による公表は、常陸太田市公告式条例(昭和30年常陸太田市条例第50号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書(様式第26号)により行うものとする。

3 事業者は、前項の規定により通知された事項について意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第27号)により行うものとする。

(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧第17条繰下・一部改正)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令7規則24・旧第18条繰下)

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第24号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令3規則26・令7規則24・一部改正）

事業規制区域

事業規制区域	法令等名称
茨城県立自然公園（特別地域、普通地域）	茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）
自然環境保全地域	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
農用地区域 甲種農地 第1種農地 採草放牧地	農地法（昭和27年法律第229号） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
重要文化財 国指定史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
茨城県指定有形文化財 常陸太田市指定有形文化財 茨城県指定史跡名勝天然記念物 常陸太田市指定史跡名勝天然記念物	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号） 常陸太田市文化財保護条例（昭和50年常陸太田市条例第31号）
市街化区域 準都市計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）

別表第2（第5条関係）

(令7規則24・一部改正)

配慮事項

影響があると想定される事項	配慮事項
生活環境の保全	<p>① 住宅地に近接する場合や公道に接する場合には、圧迫感、騒音、熱及び反射等に配慮する対策をとること。</p> <p>② 設置事業にあたって樹木を伐採する必要があるときは、最小限にとどめること。</p> <p>③ 周辺住民の生活環境を保護するとともに、周辺の景観を阻害しないように設置事業を行うこと。</p> <p>④ 設置事業の施工にあたっては、周辺住民や一般車両の通行の安全確保を図るとともに、車両や重機等による振動、騒音及び粉じん等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p>
防災及び安全対策	<p>① 土地の形質変更は最小限とし、切土又は盛土により法面又は擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。</p> <p>② 崖地の近隣に設置する場合には、崖肩沿いの排水対策や崖肩からの距離をとり、崖地の崩落防止措置を講じること。</p> <p>③ 雨水、排水又は湧水は想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防ぐこと。</p> <p>④ 雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合には、その後に生じる事象等について、事業者が責任をもって対応すること。</p>
地元関係者への対応	<p>①事業の計画から工事の完了まで、事業内容を説明する標識等を設置し、事業の周知を図ること。</p> <p>②地元関係者から以下のことについて要望があった場合には、事業者の責任において特段その要望に応じること。</p> <p>ア 説明会の開催</p> <p>イ 協定書等の作成</p>
発電設備設置後の維持管理	<p>① 事業区域内の除草や剪定、清掃を定期的実施し、周辺環境に影響を及ぼさないようにすること。万が一周辺環境</p>

に影響を及ぼす状況が発生した場合には速やかに対処すること。

- ② 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。
- ③ 発電設備を廃止した場合は、関係法令に基づき、適正に対応すること。また、太陽光発電設備を廃止した場合には、関係法令のほか、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、適正に対応すること。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



同意通知書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第13条の規定により、 年 月 日付けで事前協議がありました事業規制区域内における事業計画については、同意する決定をしたので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 発電設備の名称
- 2 発電設備の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 同意の条件

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長

印

不同意通知書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第13条の規定により、 年 月 日付けで事前協議がありました事業規制区域内における事業計画については、不同意とする決定をしたので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 発電設備の名称
- 2 発電設備の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 不同意とする理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

事業計画事前協議書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第13条の規定により、関係図書を添えて協議します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	kW
事業区域	地目	
	面積	m ²
発電事業開始予定日		年 月 日
発電事業実施予定期間		年間

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



事前協議終了通知書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第13条の規定により 年 月 日付けで事前協議がありました事業計画については、審査の結果、同条例の基準に適合していると認められましたので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則第6条第3項の規定により事前協議が終了したことを通知します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	kW
事業区域	地目	
	面積	m ²
発電事業開始予定日	年 月 日	
発電事業実施予定期間	年間	

備考 この事前協議終了通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

様式第5号（第7条関係）

事業計画書

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス		
	名称			
	所在地			
	地上高	m		
	発電出力	kW		
事業区域	地目			
	面積	㎡		
発電設備認定の状況	<input type="checkbox"/> 取得済み 取得日		番号	
	<input type="checkbox"/> 取得予定（申請日：		）	
設置者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者の氏名）			
運営者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者の氏名）			
設置事業の期間	予定工事期間		着手	年 月 日
			完了	年 月 日
	発電事業運用開始予定日			年 月 日
発電設備の公称最大出力		kW		
自然環境の保全のための方策				
景観の保全のための方策				
排水並びに土砂等の流出及び崩壊を防止するための措置				
居住環境に関する被害を防止するための措置				
その他災害、事故等の発生を防止するための措置				
設置事業の施工に係る法令又は例規に基づく許認可を証する図書及び許認可の取得に関する計画				
設置事業の完了後における発電設備の維持管理に関する計画				
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況				

様式第6号（第7条関係）

事業区域の土地所有者一覧表

所在及び地番	権利者の氏名 又は名称	地積 (㎡)	権利の 種別	登記簿 地目	摘要
計					

様式第7号（第7条関係）

維持管理計画書

発電設備	名称	
	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	所在地	
	想定発電出力	k W
	想定年間発電電力量	k W h
	製品番号等	
	設置規模（枚数・基数）	枚
	設置面積	m ²
	地上高	m
	発生騒音量（公称値）	d B
事業区域	地目	
	面積	m ²
発電事業	発電事業運用開始予定日	年 月 日
	発電事業実施予定期間	年間
附属設備 （パワーコンディショナー等）	製品番号等	
	設置箇所数	箇所
	容量	k W h
	定格出力	k W
	発生騒音量（公称値）	d B
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
電気事業者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
点検内容	発電設備	
	附属品等	
	その他必要な点検項目	
緊急時の連絡先	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	

備考 点検内容には、点検頻度、補修・更新時期等、それぞれ明記すること。

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

地元関係者説明実施報告書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり地元関係者に説明を行いましたので報告します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	k W
事業区域	地目	
	面積	m ²
要望・意見等		
要望・意見等への回答		
備考		

添付図書

- (1) 設置事業の計画に関する説明資料
- (2) 説明会の会議録
- (3) 説明会の状況を示す写真
- (4) 地元関係者の範囲が分かる図書
- (5) 別紙「地元関係者説明状況報告書」
- (6) その他市長が必要と認める図書

様式第8号（別紙）

地元関係者説明状況報告書

No.	説明日時	地元関係者の分類 (○で囲む)	連絡先等	説明方法 (○で囲む)	備考
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	
		地元代表者 隣接関係者(地番) それ以外	住所 氏名 連絡先	説明会 戸別訪問 その他	

※適宜枠を増やすこと。

※説明方法が「その他」の場合は、備考欄に具体的な方法を記載すること。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

設置事業許可申請書

別添事業計画書のとおり設置事業の許可を受けたいので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第15条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	kW
事業区域	地目	
	面積	m ²
※手数料	受付番号	年 月 日 第 号
	許可番号	年 月 日 常陸太田市指令第 号

備考 ※欄は記入しないでください。

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

事業者（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

設置事業変更許可申請書

年 月 日付け常陸太田市指令 第 号により設置事業の許可を受けた内容を次のとおり変更したいので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第15条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	kW
事業区域	地目	
	面積	m ²
変更事項		
変更理由		
※手数料	受付番号	年 月 日 第 号
	許可番号	年 月 日 常陸太田市指令第 号

備考 ※欄は記入しないでください。

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日

常陸太田市長 殿

事業者 (法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

電話番号

設置事業 (変更) 許可申請取下げ届出書

年 月 日に提出した設置事業 (変更) 許可申請書について、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第 1 5 条第 3 項の規定により、取り下げます。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	k W
事業区域	地目	
	面積	m ²
取下げの理由		

様式第12号（第10条関係）

常陸太田市指令第 号

年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



許可通知書

年 月 日付けで（申請・変更申請）のあった設置事業は、許可の決定をしたので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

- 1 発電設備の名称
- 2 発電設備の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 許可の条件

様式第13号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



不許可通知書

年 月 日付けで（申請・変更申請）のあった設置事業は、不許可の決定をしたので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

- 1 発電設備の名称
- 2 発電設備の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 不許可とする理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に常陸太田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常陸太田市を被告として（訴訟において市を代表する者は常陸太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 前2項の規定に関わらず、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 4 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者 (法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

電話番号

設置事業着手届

次のとおり設置許可 (変更許可) に係る設置事業に着手するので、常陸太田
市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例
(第 1 6 条第 2 項・第 1 7 条第 4 項) の規定により、関係図書を添えて届け出
ます。

発電設備設置の 許可	許可番号		常陸太田市指令第 号
	許可年月日		年 月 日
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
面積		m ²	
設置事業の着手日			年 月 日
設置事業の完了予定年月日			年 月 日

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

設置事業（中断・再開・廃止・完了）届

次のとおり設置事業を（中断・再開・廃止・完了）するので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例（第16条第3項・第17条第4項）の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電設備設置の許可	許可番号		常陸太田市指令第 号
	許可年月日		年 月 日
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
面積		m ²	
設置事業の中断日			年 月 日
設置事業の再開日			年 月 日
設置事業の廃止日			年 月 日
設置事業の完了（予定）日			年 月 日
中断（廃止）の理由			

添付図書

（1）設置事業の各種届出の内容がわかる写真

様式第16号（第12条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

設置事業計画届出書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第17条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

事業区域	所在	
	面積	m ²
地域地区	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	事業規制区域	
	土地造成の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	過去の開発許可の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業概要	発電設備の区分	
	土地に関する権利	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借
	想定発電出力	k W
	想定年間発電電力量	k W h
施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日	
近隣住民等への周知 ※ 時期の（ ）には年月日等を記載	時期	<input type="checkbox"/> 済 （ ）
	方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話

様式第 17 号（第 12 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

設置者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

設置事業変更届出書

年 月 日付けで届け出た設置事業計画届出書の内容を次の
とおり変更したいので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と
地域環境の保全に関する条例第 17 条第 3 項の規定により、関係図書を添えて
届け出ます。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
変更事項		
変更理由		

様式第18号（第13条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

運営者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

発電事業開始届出書

次のとおり発電事業を開始するので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第19条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

発電設備設置の 許可	許可番号	常陸太田市指令 第 号	
	許可（届出）年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
面積		m ²	
発電事業運用開始日		年 月 日	
発電事業予定期間		年間	
土地所有者	所在地		
	氏名		

様式第19号（第13条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

運営者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

発電設備状況報告書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第19条第2項の規定により、関係図書を添えて報告します。

発電設備設置 の許可	許可番号		常陸太田市指令 第 号
	許可（届出）年月日		年 月 日
	発電設備	名称	
		所在地	
事業区域	面積	m ²	
発電事業の運用開始日			年 月 日
発電事業の予定期間			年間
除草及び清掃 の状況	実施日		
	実施内容		
発電設備の保 守点検状況	実施日		
	実施内容		
発電設備の維 持管理に関す る連絡先	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	連絡先（担当者氏名及び電話番号）		
撤去処分に必 要な資金の確	資金の確保の方法		
	撤去処分費用概算額		円

保の状況	積み立て等開始時期	年	月	日
	積み立て等終了時期	年	月	日
	年度分積み立て等額			円
	累計金額			円
備考				

添付図書

- (1) 発電設備の保守点検結果が確認できる図書
- (2) 発電設備の維持管理及び発電事業終了後の発電設備の撤去処分に必要な資金の確保の状況が確認できる図書
- (3) 発電設備の管理運営上の問題や周辺住民からの苦情等がある場合は、その内容及び当該事案への対応が確認できる図書

様式第20号（第13条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

運営者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

発電設備運営者等変更届

年 月 日付けで提出した発電事業開始届の内容を次のとおり
変更したので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環
境の保全に関する条例第19条第3項の規定により、関係図書を添えて届け出
ます。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

添付図書

- (1) 運営者及び土地所有者の変更の場合、登記事項証明書

様式第 2 1 号 (第 1 5 条関係)

年 月 日

常陸太田市長 殿

運営者 (法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

電話番号

発電事業終了届

次のとおり発電事業を終了したので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第 2 4 条第 1 項の規定により、届け出ます。

発電設備設置の 許可	許可番号	常陸太田市指令 第 号		
	許可年月日	年 月 日		
	発電設備	名称		
		所在地		
	事業区域	地目		
面積		m ²		
発電事業の運用開始日		年 月 日		
発電事業の終了日		年 月 日		
発電事業終了後 の措置				
発電事業終了後 の土地利用計画				

様式第 2 2 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

運営者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

発電設備撤去処分報告書

次のとおり発電設備を撤去処分したので、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第 2 4 条第 3 項の規定により、関係図書を添えて報告します。

発電設備設置の 許可	許可番号	常陸太田市指令 第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
面積		m ²	
発電事業の運用開始日		年 月 日	
発電事業の終了日		年 月 日	
発電設備の撤去処分終了日		年 月 日	
発電設備の処分方法			
発電設備の処分先			
発電設備撤去後の土地の状況			

添付図書

(1) 発電設備撤去後の状況がわかる撤去前、撤去中及び撤去完了後の写真

様式第23号（第16条関係）

（表面）

		第	号
写 真	身分証明書		
	所属部課		
	職氏名		
	生年月日	年	月 日 生

この者は、常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第25条第1項に規定する指定職員であることを証する。

年 月 日

常陸太田市長 印

（裏面）

注意事項

- この身分証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 立ち入り調査等に従事するときは、この身分証明書を常に携帯し、関係者にこれを提示すること。
- この身分証明書は、その身分を有しなくなったときは、直ちに市長に返還すること。

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例
（抜粋）
（立入調査等）

第25条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は市長の指定する市職員（以下「指定職員」という。）に、事業区域内に立ち入らせ、設置事業及び発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

- 前項の規定により立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第 2 4 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



（助言・指導）通知書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり助言・指導します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
助言・指導内容		
備考		

様式第25号（第17条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



勧告書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第26条第2項の規定により、下記のとおり必要な措置を取るよう勧告します。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
勧告事項		
措置期限		年 月 日
備考		

様式第26号（第18条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人その他の団体の名称及び代表者の氏名） 様

常陸太田市長



意見を述べる機会を付与する通知書

あなたが設置又は運営する再生可能エネルギー発電設備については、
年 月 日付け第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、
いまだに改善が認められないことから、常陸太田市再生可能エネルギー発電設
備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第27条第1項の規定による公
表を行うにあたり、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますの
で通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見書の内容が正当な
理由と認められない場合は、公表します。

記

- 1 公表の原因となる事実及び助言、指導又は勧告に至る経過
- 2 公表する事項

住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及びその名称並びに代表者の氏名）	
勧告内容	

- 3 公表の時期及び方法

公表の時期	
公表の方法	

- 4 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	
意見書の提出先	

様式第 27 号（第 18 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

事業者（法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話番号

公表に関する意見書

常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例第 27 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

発電設備	区分	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス
	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
公表の原因となった事項についての意見		
その他当該事案の内容についての弁明		
備考		

※意見書を提出する場合には、証拠図書等を提出することができます。

様式第1号（第4条関係）

（令7規則24・追加）

様式第2号（第4条関係）

（令7規則24・追加）

様式第3号（第6条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第1号繰下・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第2号繰下・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（令7規則24・旧様式第3号繰下・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（令7規則24・旧様式第4号繰下・一部改正）

様式第7号（第7条関係）

（令7規則24・旧様式第5号繰下・一部改正）

様式第8号（第8条関係）

（令7規則24・旧様式第6号繰下・全改）

様式第9号（第9条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第7号繰下・一部改正）

様式第10号（第9条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第8号繰下・一部改正）

様式第11号（第9条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第9号繰下・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（令7規則24・旧様式第10号繰下・一部改正）

様式第13号（第10条関係）

（令7規則24・旧様式第11号繰下・一部改正）

様式第14号（第11条関係）

（令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第

- 12号繰下・一部改正)
- 様式第15号(第11条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第13号繰下・一部改正)
- 様式第16号(第12条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第14号繰下・一部改正)
- 様式第17号(第12条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第15号繰下・一部改正)
- 様式第18号(第13条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第16号繰下・一部改正)
- 様式第19号(第13条関係)
(令7規則24・旧様式第17号繰下・全改)
- 様式第20号(第13条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第18号繰下・一部改正)
- 様式第21号(第15条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第19号繰下・一部改正)
- 様式第22号(第15条関係)
(令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第20号繰下・一部改正)
- 様式第23号(第16条関係)
(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第21号繰下・一部改正)
- 様式第24号(第17条関係)
(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第22号繰下・一部改正)
- 様式第25号(第17条関係)
(令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第23号繰下・一部改正)

様式第26号（第18条関係）

（令3規則26・一部改正、令7規則24・旧様式第24号繰下・一部改正）

様式第27号（第18条関係）

（令3規則26・令4規則12・一部改正、令7規則24・旧様式第25号繰下・一部改正）